

入 所 判 定 基 準

		項目	項目内最高加点	配点	説明		
本人の状況	要介護度	要介護 1	100	20	申し込み時の要介護認定が1である場合。		
		要介護 2		40	申し込み時の要介護認定が2である場合。		
		要介護 3		60	申し込み時の要介護認定が3である場合。		
		要介護 4		80	申し込み時の要介護認定が4である場合。		
		要介護 5		100	申し込み時の要介護認定が5である場合。		
	特別な状況	排泄	150	50	10	介護者が、オムツや尿とりパットの交換等の介助を要する場合に限る。	
		摂食			10	食事中に介助を要する場合に限る。	
		徘徊			15	当てもないのに外へ出かけてしまう、家や施設のでひっきりなしに歩き回ったりする行動がある場合に限る。	
		暴力・抵抗・その他問題行動			15	介護者が話しかけたり、介護を行う際に、手で払いのける、足でける、たたく等の明らかに介護の支障となる行動をとる場合に限る。	
		非該当			0	上記の特別な事情のいずれにも該当しない場合。	
介護者の状況	身寄り等の有無	身寄りなし	80	80	同居・別居を問わず、身寄り（親、配偶者（内縁関係を含む）、子、子の配偶者）がいない場合に限る。		
		実質的な介護者なし			70	同居の介護者（親、配偶者（内縁関係を含む）、子、子の配偶者）がいる場合は、その者が要介護3以上であること。また、同居の介護者がいない場合は、その者が県外（下関市を除く）であるか、要介護3以上の場合に限る。	
	介護者の状況	独居	80	60	重複可	20	県内（下関市を含む）に介護者（親、配偶者（内縁関係を含む）、子、子の配偶者）がいる場合で、本人が1人暮らしを行っている場合に限る。世帯分離は対象外。
		介護者が高齢・疾病				20	主たる介護者が70歳以上の高齢である場合や、障害者（障害者手帳等を有するもの）、病気療養の者（軽度の者は除く）である場合。もしくは主たる介護者が県内で北九州市に隣接しない市町村に在住する場合に限る。
		介護者が就労・複数介護・育児				20	主たる介護者が週に20時間以上就労している場合（非正規雇用等も含む）や、複数介護、就学前の育児を行っている場合に限る。
		非該当				0	上記の介護者の状況のいずれにも該当しない場合。
個別評価	待機場所	在宅	70	50	50	在宅で生活をされている場合。短期入所生活介護等の入所サービスを受けている場合も含む。	
		病院			30	病院に入院している場合。	
		軽費・ケアハウス等			20	軽費老人ホーム、ケアハウス（一般）、有料老人ホーム（住宅型）等に入所している場合。	
		養護・GH・老健・療養型等			10	養護老人ホーム、グループホーム、老人保健施設、療養型病床、介護保険適用外施設等に入所している場合。	
		特養・特定施設入居者生活介護			0	特別養護老人ホーム、介護付有料老人ホーム、ケアハウス（特定）等に入所している場合。	
	特殊事情	特殊事情	70	10	10	待機場所が特養の場合で、ユニットから多床室、多床室からへのベッド移動、又は施設移動を希望するやむを得ない事情がある場合	
		非該当				0	上記の事情がない場合
	住環境	住環境が不適応	70	10	10	住む家がない場合、もしくは、屋外の環境により適応できない場合。例えば、エレベータのない住宅で2階以上の階に住んでおり、車椅子を使用している方等。	
		非該当				0	上記の住環境のいずれにも該当しない場合。
	待機期間	1年以上の待機	70	10	10	要介護3以上で、入所待機期間が1年以上の場合。変更となった場合は、変更後を起点とし積算する。	
		非該当				0	上記の待機期間に該当しない場合。
		最高得点	300	※ここでの内縁関係とは、当事者双方の婚姻の意思がある合意により、事実上の夫婦としての生活が存在する関係を指します。LGBTを含み法律上の性別は問いません。ただし、重婚的内縁関係は除きます。			